

# 那 霸 市 公 報

第 1 9 0 6 号 その 1  
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行  
 発 行 所  
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇ 条 例 ◇

○那覇市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例（ちゃーがんじゅう課）…………… 172

○那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防局予防課）…………… 173

○那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…… 176

○那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（人事課）………… 179

○那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例（建築指導課）…………… 180

○那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例（子育て応援課）…………… 185

○那覇市行政手続条例の一部を改正する条例（法制契約課）…………… 189

○那覇市介護保険条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）…………… 192

○那覇市介護保険条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）…………… 198

○那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 200

○那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）… 201

○那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局庶務課）…………… 202

○那覇市立こども園条例の一部を改正する条例（こどもみらい課・こども教育保育課）…………… 205

○那覇市職員退職手当基金条例を廃止する条例（人事課）…………… 207

○那覇市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例（納税課）…… 208

---

○那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (国民健康保険課) ……	240
--------------------------------------	-----

## ◇規 則◇

○那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則 (消防局予防課) ……	257
○那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (建築指導課) ……	260
○那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 (子育て応援課) ……	262
○那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課) ……	265
○那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課) ……	267
○那覇市契約規則の一部を改正する規則 (法制契約課) ……	268
○那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則 (企画調整課) ……	272
○那覇市軍用地跡地利用審議会規則の一部を改正する規則 (技術総務課) ……	276
○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ……	278
○那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術の利用に関する規則の一部を改正する規則 (国民健康保険課) ……	279
○那覇市聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則 (法制契約課) ……	285
○那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ……	294
○那覇市上下水道事業管理者に対する事務委任規則の一部を改正する規則 (上下水道局料金サービス課) ……	295
○那覇市墓地等の経営許可等に関する規則の一部を改正する規則 (環境保全課) ……	296
○那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則 (生活衛生課) ……	300
○那覇市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則 (人事課) ……	303
○那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課) ……	304

---

○那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) .....	309
○那覇市税条例施行規則及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (納税課) .....	312
○那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則 (国民健康保険課) .....	315

## ◇ 訓 令 ◇

○那覇市請負工事検査規程及び那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令 (法制契約課) .....	318
○那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令 (企画調整課) .....	321
○那覇市文書取扱規程の一部を改正する訓令 (総務課) .....	323
○那覇市人事評価実施規程の一部を改正する訓令 (人事課) .....	327
○那覇市守衛服務規程を廃止する訓令 (人事課) .....	330

---

---

**条 例**

---

---

那覇市条例第 3 号  
令和 8 年 3 月 27 日  
公 布 済

那覇市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例

那覇市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第54号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第5項の規定に基づき、包括的支援事業の実施に際し地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定めるものとする。

(地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準)

第2条 包括的支援事業の実施に際し地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66に規定する基準その他の法第115条の46第6項の規定に基づく厚生労働省令に定める基準の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第4号  
令和8年3月27日  
公 布 済

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(サウナ設備)</p> <p>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構</p>	<p>(簡易サウナ設備)</p> <p>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設置するテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、電気を熱源とするもの(定格出力6キロワット以下のものに限る。)又は薪を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準に定める離隔距離以上の距離を保つこと。</p> <p>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項(第2号から第9号まで、第15号及び第19号に係る部分に限る。)及び第2項(第6号を除く。)並びに第5条第1項の規定を準用する。</p> <p>(一般サウナ設備)</p> <p>第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける</p>

<p>造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から<u>火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備の位置、構造及び管理の基準</u>については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。 (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第58条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を規則で定めるところにより、消防局長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)</u></p> <p>(7)～(16) [略]</p>	<p><u>放熱設備をいう。)をいう。(以下同じ。)</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準に定める<u>離隔距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準</u>については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。 (火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第58条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(5)の2 <u>簡易サウナ設備(個人が設けるものであって営利を目的としないものを除く。)</u></p> <p>(6) <u>一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)</u></p> <p>(7)～(16) [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

那覇市条例第5号  
令和8年3月27日  
公 布 済

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

第2条 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那覇市特別職職員の給与に関する条例(次項において「第1条改正後条例」という。)の規定は、令和7年11月30日から適用する。  
(期末手当の内払)

- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の那覇市特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

那覇市条例第 6 号  
令和 8 年 3 月 27 日  
公 布 済

那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

那覇市特別職職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(在職期間の計算)</p> <p>第5条 在職期間の計算は、市長等に就任した日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、在職期間の月数が48月を超えるときは、48月とする。</p>	<p>(在職期間の計算)</p> <p>第5条 在職期間の計算は、市長等に就任した日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、在職期間の月数が48月(教育長にあっては、36月。以下この条において同じ。)を超えるときは、48月とする。</p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第7号  
令和8年3月27日  
公 布 済

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例(昭和60年那覇市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(駐車のために供する部分の規模等)</p> <p>第7条 第4条から第5条までの規定により附置する駐車施設(次条第1項の規定により設置する駐車施設を含む。)の<u>駐車のために供する部分及び車路に係る基準は、別表第3に定めるとおりとする。</u></p> <p>2 前項の規定は、特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車<del>が</del>有効かつ安全に駐車することができる<del>と</del>市長が認めるものについては、適用しない。</p> <p>[別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第3 別記]</p>	<p>(駐車のために供する部分の規模等)</p> <p>第7条 第4条から第5条までの規定により附置する駐車施設(次条第1項の規定により設置する駐車施設を含む。以下この条において同じ。)は、<u>駐車のために供する部分及び車路を明確に区分するとともに、駐車のために供する部分を1台ごとに区分しなければならない。</u></p> <p>2 <u>車椅子利用者用駐車施設(車椅子使用者が円滑に利用することができる自動車駐車施設をいう。)は、建築物の出入口(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室がある特定用途の建築物である場合にあっては、当該居室)までの経路ができるだけ短くなる位置に設置しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか、駐車施設の駐車のために供する部分及び車路は、別表第3に定める基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>4 前3項の規定は、特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車<del>が</del>有効かつ安全に駐車することができる<del>と</del>市長が認めるものについては、適用しない。</p> <p>[別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第3 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第3の規定は、施行日以後にする届出(那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例第9条前段の規定による届出をいう。以下同じ。)に係る建築物の新築等(新築、増築又は修繕若しくは模様替をいう。以下同じ。)又は施行日前にした届出に係る建築物の新築等であって、施行日から起算して6月を経過する日後に工事が着手されるものについて適用し、施行日前にした届出に係る建築物の新築等であって、かつ、施行日から起算して6月を経過する日までに工事が着手されるものについては、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第4条、第4条の4関係)

[略]				
(イ)	特定用途に供する部分の床面積と、非特定用途に供する部分の床面積に1/2を乗じて得たものとの合計の面積		特定用途に供する部分の床面積	
[略]				
(エ)	百貨店その他の店舗の用途	特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)	非特定用途	特定用途
[略]				

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第4条、第4条の4関係)

[略]				
(イ)	特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積と、共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積に1/2を乗じて得たものとの合計の面積		特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積	
[略]				
(エ)	百貨店その他の店舗	特定用途(百貨店その他の店舗及び共同住宅を除く。)	共同住宅及び非特定用途	特定用途(共同住宅を除く。)
[略]				

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第4条の2、第4条の5関係)

[略]				
-----	--	--	--	--

(ウ)	百貨店その他の店舗の用途	特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)	特定用途
[略]			

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第4条の2、第4条の5関係)

[略]			
(ウ)	百貨店その他の店舗	特定用途(百貨店その他の店舗及び共同住宅を除く。)	特定用途(共同住宅を除く。)
[略]			

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第3(第7条関係)

駐車の用に供する部分	種類	1台当たりの大きさ		附置すべき台数に対する割合
		①小型乗用車用	幅2.3メートル以上、奥行5.0メートル以上	
	②普通乗用車用	[略]		30パーセント以上
	③身体障害者の乗用車用(特定用途のみ)			各建築物に1台以上とし、台数は②の台数に含まれるものとする。
[略]				
[略]				

備考 駐車施設は、駐車の用に供する部分及び車路を明確に区分するとともに、駐車の用に供する部分を1台ごとに区分しなければならない。

[改正後 別記]

別表第3(第7条関係)

駐車の用に供する部分	種類	1台ごとの区分の大きさ		1台ごとの区分の数
		小型	幅2.3メートル以上2.5メートル未満、奥行5.0メートル以上6.0メートル未満	
	普通	[略]		車椅子使用者用の1台ごとの区分の数と合わせて、附置義務台数に100分の30を乗じて得た数以上とすること。
	車椅子使用者用			附置義務台数が200以下の特定用途(共同住宅を除く。以下同

				<p>じ。)の建築物の場合は、附置義務台数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上とすること。</p> <p>附置義務台数が200を超える特定用途の建築物の場合は、附置義務台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数以上とすること。</p>
[略]				
[略]				

備考 この表において「附置義務台数」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める台数とする。

- (1) 建築物の新築の場合 第4条及び第5条の2の規定により附置しなければならない自動車駐車施設の台数
- (2) 建築物の増築の場合 第4条の4第1項第1号に規定する自動車駐車施設の台数
- (3) 建築物の用途変更の場合 第5条第1号に規定する駐車施設の台数

那覇市条例第8号  
令和8年3月27日  
公 布 済

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>(2)～(9) [略]</p> <p><u>(受給資格認定及び受給者証の交付)</u></p> <p>第6条 第8条第1項の規定による助成金の支給を受けようとする保護者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、助成対象者に係る受給資格の認定及び受給者証の交付を受けなければならない。</p> <p><u>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、第3条に規定する要件に該当し、かつ、前条第1項各号に規定する要件に該当しないと認めるときは、受給者証を交付する。</u></p> <p>(受給者証の有効期間)</p> <p>第7条 <u>受給者証の有効期間は、11月1日から翌年の10月31日までとする。ただし、最初に交付される受給者証については、受給者証の交付申請の日(本市に転入する直前の市町村において当該市町村から転出した日の前日にこの条例が規定する助成と同様の医療費助成を受けていた者が本市に住所を定めた日の翌日から起算して14日以内に受給者証の交付申請を行</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>(1) 児童 次に掲げる者をいう。</u></p> <p><u>ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u></p> <p><u>イ アに掲げる者のほか、20歳に達する日の属する月の末日までの間にある者であつて、規則で定める程度の障がいの状態にあるもの</u></p> <p>(2)～(9) [略]</p> <p><u>(受給資格の認定)</u></p> <p>第6条 第8条第1項の規定による助成金の支給を受けようとする保護者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、助成対象者に係る受給資格の認定を受けなければならない。</p> <p>(受給資格の有効期間)</p> <p>第7条 <u>受給資格の有効期間は、11月1日から翌年の10月31日までとする。ただし、最初の認定に係る受給資格の有効期間については、前条の規定による申請をした日(本市に転入する直前の市町村において当該市町村から転出した日の前日にこの条例が規定する助成と同様の医療費助成を受けていた者にあつては、本市に住所を定めた日)から、その後最初に到来す</u></p>

<p>った場合は、本市に住所を定めた日)から、その後最初に到来する10月31日までとする。</p> <p>2 <u>受給資格を失った場合における受給者証の有効期間は、その事実の発生した日の前日(死亡した場合は、当該死亡した日)までとする。</u></p> <p>(届出の義務等)</p> <p>第9条 保護者は、<u>第6条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、保護者が前2項の規定による届出を行わないときは、医療費の助成を行わないことができる。</p> <p>(受給資格の喪失)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格を喪失する。</p> <p>(1) 第3条第1項各号に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>る10月31日までとする。</p> <p>2 <u>受給資格を喪失する場合における前項の規定の適用については、同項中「翌年の10月31日」とあり、及び「その後最初に到来する10月31日」とあるのは、「受給資格を喪失した日の前日(死亡による喪失の場合にあっては、死亡した日)」とする。</u></p> <p>(届出の義務等)</p> <p>第9条 保護者は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第6条の規定により申請した事項(この項(この号に係る部分に限る。))の規定により届け出た事項を含む。)に変更が生じたとき。</u></p> <p>(2) <u>第3条第2項各号のいずれかに該当する者となったとき。</u></p> <p>(3) <u>認定を受けた受給資格を辞退するとき。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、保護者が前2項(第1項第3号を除く。)の規定による届出を行わないときは、医療費の助成を行わないことができる。</p> <p>(受給資格の喪失)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(1) 第3条第1項各号に該当しなくなったとき、又は同条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) <u>第9条第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定による届出があったとき。</u></p> <p>(3) [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄</p>	

中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和8年4月30日までの間における新助成対象者(改正後の那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(以下「新条例」という。)第2条第1号イに掲げる者及びその父若しくは母又は養育者をいう。)に対する新条例第7条第1項の規定の適用に関し必要な経過措置は、市長が定める。

那覇市条例第9号  
令和8年3月27日  
公 布 済

那覇市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市行政手続条例の一部を改正する条例

那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。</u>この場合においては、<u>掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>行政手続法第15条第4項に規定する公示の方法による通知の例により行うことができる。</u>この場合においては、<u>同項に規定する措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>
<p>(続行期日の指定)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>)</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(続行期日の指定)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。</p>
<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第28条 第14条第3項及び第15条の規定は、<u>弁明の機会の付与について準用する。</u>この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、「<u>同項第3号及</u></p>	<p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第28条 第14条第3項及び第15条の規定は、<u>弁明の機会の付与について準用する。</u>この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、第15条第1項中</p>

び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第3項後段」と読み替えるものとする。

「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する前条第3項後段」と読み替えるものとし、第14条第3項の規定によりその例によることとされる行政手続法第15条第4項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「那覇市行政手続条例(平成九年那覇市条例第三十八号)第二十七条第三号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」とする。

#### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条第3項(改正後の第21条第3項若しくは第28条又は那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

那覇市条例第10号  
令和8年3月27日  
公 布 済

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料に関する申告)</p> <p>第14条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、当該第1号被保険者の所得状況並びに<u>当該者の</u>属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びに<u>当該者の</u>属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項の申告書(当該第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び世帯員のすべてが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、地方税法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。</p> <p>付 則</p>	<p>(保険料に関する申告)</p> <p>第14条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、当該第1号被保険者の所得状況並びに<u>当該第1号被保険者の</u>属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びに<u>当該第1号被保険者の</u>属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書(当該第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主及び世帯員のすべてが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、地方税法第317条の6第1項又は<u>第4項</u>の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。</p> <p>付 則</p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p>第10条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得(所得税法第28条第1</p>

項に規定する給与所得をいう。以下この条及び次条において同じ。)が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいう」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとする」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいう」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとする」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいう」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法

律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとする」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者がいるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。)であつて、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が5万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が6万5,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「旧所得税法別表第5」という。)の給与等の金額として、旧所得税法別表第5により当該金額に応じて求めた旧所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が5万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、非課税基準額(地方税法第295条第3項の規定に基づき那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)第24条第2項に規定する金額をいう。以下同じ。)から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して

	<p>得た額以下である場合</p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、非課税基準額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、非課税基準額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を旧所得税法別表第5の給与等の金額として、旧所得税法別表第5により当該金額に応じて求めた旧所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているものとみなす。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

## 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

那覇市条例第11号  
令和8年3月27日  
公 布 済

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料の減免)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。<u>ただし、その者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、保険料を減免する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

## 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

那覇市条例第12号  
令和8年3月27日  
公 布 済

那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、業務の全部又は一部が本市の事務又は事業と密接な関連を有し、かつ、本市の施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要な団体として規則で定めるもの</u></p> <p>2～3 [略]</p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第13号  
令和8年3月27日  
公 布 済

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成14年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(福祉事務従事手当)</p> <p>第4条 福祉事務従事手当は、社会福祉主事又はこれと同等の職務を行う職員が次に掲げる業務に従事したときに、従事した日1日につき、それぞれ次に掲げる額を支給する。</p> <p>(1) 生活保護等社会福祉に係る支援を要する者に生活指導を行う等の業務で規則で定めるもの <u>400円</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p>(福祉事務従事手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) 生活保護等社会福祉に係る支援を要する者に生活指導を行う等の業務で規則で定めるもの <u>1,400円以内で規則で定める額</u></p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例(次項において「改正後条例」という。)の規定は、令和7年11月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 改正後条例の規定を適用する場合においては、改正前の那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後条例の規定による給与の内払とみなす。

那覇市条例第14号  
令和8年3月27日  
公 布 済

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する  
条例

第1条 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年那覇市  
条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

第2条 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

## 付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「第1条改正後条例」という。)の規定は、令和7年11月30日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

那覇市条例第15号  
令和8年3月27日  
公 布 済

那覇市立こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市立こども園条例の一部を改正する条例

那覇市立こども園条例(平成27年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用の承諾)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の使用料の額は、当該保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。この場合において、納付する使用料の額は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号の政令で定める額を上限とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(利用の承諾等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第1項の場合において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の16の乳児等支援給付認定子どもについて、同法第30条の20第1項の特定乳児等通園支援を利用しようとする同法第30条の15第3項の乳児等支援給付認定保護者は、当該特定乳児等通園支援に要する費用として市長が定める額を支払うことについて、書面で同意しなければならない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の使用料の額は、当該保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。この場合において、納付する使用料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号の政令で定める額を上限とする。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

## 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

那覇市条例第16号  
令和8年3月27日  
公 布 済

那覇市職員退職手当基金条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員退職手当基金条例を廃止する条例

那覇市職員退職手当基金条例(平成7年那覇市条例第8号)は、廃止する。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

**那覇市条例第17号**

令和8年3月31日

公 布 済

那覇市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税の種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項に規定する申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項若しくは第3項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第119条第1項、第120条の12第3項又は第129条第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセ</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項に規定する申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項若しくは第3項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第119条第1項、第120条の12第3項又は第129条第1項若しくは第2項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗</p>

ント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) [略]

(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書、第119条第1項の申告書又は第129条第1項若しくは第2項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書、第119条第1項の申告書又は第129条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) [略]

(所得割の課税標準)

第33条 [略]

2 [略]

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 [略]

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) [略]

(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書、第119条第1項の申告書又は第129条第1項若しくは第2項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書、第119条第1項の申告書又は第129条第1項若しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) [略]

(所得割の課税標準)

第33条 [略]

2 [略]

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第34条の9において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 [略]

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号

に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、第89条第1項第1号若しくは第3号又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(いずれも3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第81条の9 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。

(軽自動車税の課税免除)

第81条の3 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。

## 3 [略]

(種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

## 4 [略]

(種別割に係る不申告等に関する過料)

## 3 [略]

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

## 4 [略]

(軽自動車税に係る不申告等に関する過

## 第88条 [略]

## (種別割の減免)

第89条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)～(3) [略]

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(9) [略]

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)～(2) [略]

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に

料)

## 第88条 [略]

## (軽自動車税の減免)

第89条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)～(3) [略]

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(9) [略]

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)～(2) [略]

2 前項第1号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定

より交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者等又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。ただし、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車に対して課する種別割の減免を受けようとする場合は、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること及び第5号に掲げる事項を申請書に記載することを要しない。

(1)～(6) [略]

3 [略]

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者等又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければならない。ただし、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車に対して課する軽自動車税の減免を受けようとする場合は、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること及び第5号に掲げる事項を申請書に記載することを要しない。

(1)～(6) [略]

3 [略]

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 [略]

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 [略]

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8～9 [略]

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗標識の交付等)

第91条の2 原動機付自転車又は小型特殊自動車の販売業者(以下この条において「販売業者」という。)は、原動機付自転

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 [略]

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 [略]

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8～9 [略]

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗標識の交付等)

第91条の2 原動機付自転車又は小型特殊自動車の販売業者(以下この条において「販売業者」という。)は、原動機付自転

車又は小型特殊自動車であつて、第81条の9の規定の適用を受けるものを試乗し、又は試乗させる場合は、その車体に取り付けるべき試乗用の標識(以下「試乗標識」という。)の交付を受けなければならない。

2～9 [略]

付 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第3条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第3条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第3条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出された

車又は小型特殊自動車であつて、第81条の3の規定の適用を受けるものを試乗し、又は試乗させる場合は、その車体に取り付けるべき試乗用の標識(以下「試乗標識」という。)の交付を受けなければならない。

2～9 [略]

付 則

ものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

第3条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第3条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第3条の3の2第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第3条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第3条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第3条の3第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明

<p>細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の3の2第1項</u>及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 [略] (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>法附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第21項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第22項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第22項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第22項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第23項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とす</p>	<p>細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 [略] (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>法附則第15条第13項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第20項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第21項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第21項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第21項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第22項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とす</p>
---	---

- |   |  |
|---|--|
| <p>る。</p> <p>9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>14 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。</p> <p>15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>18 <u>法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</u></p> <p>19 <u>法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</u></p> <p>20 <u>法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</u></p> <p>21 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> | <p>る。</p> <p>9 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>14 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。</p> <p>15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p>18 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> |
|---|--|

22 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

27～28 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 [略]

2～6 [略]

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

19 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

20 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

22 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

23 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

24～25 [略]

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 [略]

2～6 [略]

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

8 [略]

<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>令附則第12条第23項各号</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第24項</u>の補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) [略]</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第31項</u>の補助金等</p> <p>(6) [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第31項</u>の補助金等</p> <p>(6) [略]</p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>令附則第12条第24項各号</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第25項</u>の補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第32項</u>の補助金等</p> <p>(6) [略]</p> <p>10 [略]</p> <p>11 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び<u>令附則第12条第32項</u>の補助金等</p> <p>(6) [略]</p>
---	---

12～13 [略]

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) [略]

12～13 [略]

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に同項に規定する補助を受けたことを証する書類の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の規定に基づく条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の規定に基づく条例で定める特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

(4)～(6) [略]

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、沖縄県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 沖縄県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<sup>が</sup>法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)<sup>又は</sup>法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 沖縄県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第11条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があった時は、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上

の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

- 第11条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、沖縄県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

- 第11条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「沖縄県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

- 第11条の5 市は、沖縄県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として沖縄県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

- 第11条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」

とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a(a)中「6,900円」

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a(a)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a(a)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の

<p>条及び第88条の規定を除く。)を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>規定を除く。)を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び<u>付則第3条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び<u>付則第3条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第12条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1) [略]</p>
---	---

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による市民

得割の額及び付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が

税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が

<p>法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 [略]</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項の規定の適用については</u>、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と</u>、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 [略]</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、<u>付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1</u></p>	<p>法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 [略]</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則<u>第3条の3第1項の規定の適用については</u>、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と</u>、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則<u>第3条の3第1項の規定の適用について</u></p>
---	--

項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に

は、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に

係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3～4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7

係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の2 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項及び第3条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項及び第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3～4 [略]

5 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項及び第3条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項及び第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは

第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の3 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3～4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項、第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34

「所得割の額及び付則第15条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の3 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項及び第3条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項及び第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) [略]

3～4 [略]

5 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項及び第3条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第3

<p>条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項、<u>第3条の3第1項及び第3条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>4条の8、第34条の9第1項並びに付則第3条第1項<u>及び第3条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>6 [略]</p>
---	---

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</li> <li>改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li> <li>改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</li> <li>条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</li> <li>改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。</li> </ol>	
---	--

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第79号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項の規定に基づく軽自動車税の種別割の徴収方法及び地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2</p>	<p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項の規定に基づく軽自動車税の徴収方法及び地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規</p>

項の規定に基づく軽自動車税の種別割の税率等について、那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の特例を設けることを目的とする。

(納期)

第2条 特例法第2条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等(以下「合衆国軍隊の構成員等」という。)の所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対する種別割の納期は、4月1日から同月30日までとする。ただし、市長は、特別の事情がある場合において、これと異なる納期を定めることができる。

(徴収の方法)

第3条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割は、那覇市税条例第85条及び地方税法第463条の18の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより、普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収する。

2 合衆国軍隊の所有する軽自動車等のうち、専ら合衆国軍隊以外のものが使用するもので特例法第4条第7項の規定により当該使用者に対して課する種別割の徴収についても前項の方法による。

3 前2項の規定により軽自動車税の種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により軽自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者に本市が発行する証紙をもってその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、軽自動車税の種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙

定に基づく軽自動車税の税率等について、那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の特例を設けることを目的とする。

(納期)

第2条 特例法第2条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等(以下「合衆国軍隊の構成員等」という。)の所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)に対する軽自動車税の納期は、4月1日から同月30日までとする。ただし、市長は、特別の事情がある場合において、これと異なる納期を定めることができる。

(徴収の方法)

第3条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税は、那覇市税条例第85条及び地方税法第463条の18の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより、普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収する。

2 合衆国軍隊の所有する軽自動車等のうち、専ら合衆国軍隊以外のものが使用するもので特例法第4条第7項の規定により当該使用者に対して課する軽自動車税の徴収についても前項の方法による。

3 前2項の規定により軽自動車税を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により軽自動車税を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者に本市が発行する証紙をもってその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、軽自動車税を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当

<p>の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。</p> <p>(証紙徴収の手続)</p> <p>第4条 前条第1項又は第2項に規定する軽自動車等に対する種別割の納税義務者は、前条第4項の証紙により当該種別割を払い込まなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、種別割の納税義務は、前条第4項の証紙に納税済みの検印を受けたときに完了するものとする。</p> <p>(税率)</p> <p>第5条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対して課する種別割の税率は、那覇市税条例第82条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。</p> <p>(証紙徴収の手続)</p> <p>第4条 前条第1項又は第2項に規定する軽自動車等に対する軽自動車税の納税義務者は、前条第4項の証紙により当該軽自動車税を払い込まなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、軽自動車税の納税義務は、前条第4項の証紙に納税済みの検印を受けたときに完了するものとする。</p> <p>(税率)</p> <p>第5条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、那覇市税条例第82条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台につき、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中那覇市税条例第18条の3の改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
  - 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税に係る同項第1号から第4号までに規定する市町村の条例で定める割合は、なお従前の例による。
  - 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者が提出すべき申告書及びこれに添付すべき書類については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 6 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性割割については、なお従前の例による。
- 7 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。  
(那覇市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 8 那覇市税条例等の一部を改正する条例(平成26年那覇市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則
<p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る那覇市税条例第82条及び付則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>[表 略]</p>	<p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る那覇市税条例第82条及び付則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>[表 略]</p>
備考 本則第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

那覇市条例第18号  
令和8年3月31日  
公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、沖縄県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)～(3) [略]</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、沖縄県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(沖縄県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限</u></p>

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。

3～4 [略]

(基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第5条及び第7条において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に次条第1号に規定する税率を乗じて算定する。

2 [略]

る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合においては、基礎課税額は、67万円とする。

3～4 [略]

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、その額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(第5条、第7条及び第8条の2において「基礎控除後の総所得金額等」という。)に次条第1号に規定する税率を乗じて算定する。

2 [略]

(子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第8条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に次条第1号に規

(保険税の減額等)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者

定する税率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金課税額の税率)

第8条の3 子ども・子育て支援納付金課税額の税率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の0.28

(2) 被保険者均等割額 被保険者1人につき1,253円

(3) 18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人につき119円

(4) 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯  
819円

イ 特定世帯 409円

ウ 特定継続世帯 614円

(保険税の減額等)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号キからケまでに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)の合算額とする。

- (1) [略]

のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 被保険者に係る被保険者均等割額  
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき1万2,740円

イ 被保険者に係る世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額  
(ア)～(ウ) [略]

ウ 被保険者に係る被保険者均等割額  
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき2,310円

エ 被保険者に係る世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それ

ア 被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき1万2,740円

イ 被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額  
(ア)～(ウ) [略]

ウ 被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき2,310円

エ 被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲

<p>ぞれに定める額</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>オ～カ [略]</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき9,100円</p> <p>イ 被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>オ～カ [略]</p> <p>キ <u>被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> <u>被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u>1人につき878円</p> <p>ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき84円</p> <p>ケ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 <u>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 574円</p> <p>(イ) 特定世帯 287円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 430円</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>31万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき9,100円</p> <p>イ 被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>
--	--

(ア)～(ウ) [略]

ウ 被保険者に係る被保険者均等割額  
被保険者(第1条第2項に規定する  
世帯主を除く。)1人につき1,650円

エ 被保険者に係る世帯別平等割額  
次に掲げる世帯の区分に応じ、それ  
ぞれに定める額

(ア)～(ウ) [略]

オ～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

(ア)～(ウ) [略]

ウ 被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき1,650円

エ 被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) [略]

オ～カ [略]

キ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき627円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき60円

ケ 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 410円

(イ) 特定世帯 205円

(ウ) 特定継続世帯 307円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

<p>ア 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき3,640円</p> <p>イ 被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) [略]</p> <p>ウ 被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき660円</p> <p>エ 被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) [略]</p> <p>オ～カ [略]</p>	<p>ア 被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき3,640円</p> <p>イ 被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) [略]</p> <p>ウ 被保険者に係る<u>後期高齢者支援金等課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき660円</p> <p>エ 被保険者に係る<u>後期高齢者支援金等課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) [略]</p> <p>オ～カ [略]</p>
<p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者</p>	<p>キ <u>被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき251円</p> <p>ク <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額</u>の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につき24円</p> <p>ケ <u>被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 164円 (イ) 特定世帯 82円 (ウ) 特定継続世帯 123円</p> <p>2 [略]</p>

に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(2) [略]

3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者(以下この項及び次項において「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出

(1)～(2) [略]

(3) 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につき次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 188円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 313円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 501円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 627円

3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者(以下この項及び次項において「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出

産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) [略]

4 [略]

産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(6) [略]

(7) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 [略]

5 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下この項において「1

## 付 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」

8歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1項から第3項までに規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

## 付 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同

とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条

条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則

の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に

第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3

規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第1

5条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項

6条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適

及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。(特例適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに

用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における

特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における

第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

第3条、第5条、第7条、第8条の2及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

## 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

---

---

**規 則**

---

---

那霸市規則第 8 号  
令和 8 年 3 月 27 日  
公 布 済

那霸市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市火災予防条例施行規則(昭和47年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第5条 条例第58条に規定する火を使用する設備等の設置の届出は、次に定める届出書によるものとする。</p> <p>(1) 条例第58条第1号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる設備                      炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、<u>サウナ設備</u>、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機設置届出書</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[別表第3 別記]</p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(1) 条例第58条第1号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる設備                      炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、<u>簡易サウナ設備</u>、<u>一般サウナ設備</u>、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機設置届出書</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[別表第3 別記]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、令和8年3月31日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第14条関係)

文書の名称	関係規定
[略]	
炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、 <u>サウナ設備</u> 、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機設置届出書	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第3(第14条関係)

文書の名称	関係規定
[略]	

炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、簡易サウナ設備、一般サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機設置届出書	[略]
[略]	

那霸市規則第9号  
令和8年3月27日  
公 布 済

那霸市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例施行規則(昭和60年那覇市規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊な装置を用いる駐車施設)</p> <p>第2条 条例第7条第2項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設は、<u>駐車場法施行令第15条の認定基準について(昭和43年10月16日付建設省都市再発第53号都市局長通達)</u>に基づき国土交通大臣が認定した特殊駐車装置を用いた駐車施設で、自動車の出入り及び道路交通に支障のない空地を有するものとする。</p> <p>(届出等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定により届け出た駐車施設のうち、<u>条例第7条第2項</u>に規定する特殊な装置を用いるもの又は条例第8条第1項に規定する附置場所特例により設置するものについては、当該駐車施設的位置、規模、構造、設備等が条例及びこの規則の規定に適合するときは、特殊駐車装置(駐車施設附置場所特例)認定書により届出者に通知するものとする。</p>	<p>(特殊な装置を用いる駐車施設)</p> <p>第2条 条例第7条第4項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設は、<u>駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定</u>に基づき国土交通大臣が認定したもので、自動車の出入り及び道路交通に支障のない空地を有するものとする。</p> <p>(届出等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定により届け出た駐車施設のうち、<u>条例第7条第4項</u>に規定する特殊な装置を用いるもの又は条例第8条第1項に規定する附置場所特例により設置するものについては、当該駐車施設的位置、規模、構造、設備等が条例及びこの規則の規定に適合するときは、特殊駐車装置(駐車施設附置場所特例)認定書により届出者に通知するものとする。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

那霸市規則第10号  
令和8年3月27日  
公 布 済

那霸市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則(平成7年那覇市規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(母子家庭の児童)</p> <p>第2条 条例第2条第2号アに規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 父が<u>児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)</u>別表第2に定める程度の障害の状態にある児童</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(養育者家庭の児童)</p> <p>第4条 条例第2条第4号に規定する規則で定めるものは、前2条に該当する児童又は<u>第2条第7号に該当するかどうか</u>が明らかでない児童とする。</p> <p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第12条 条例第6条第1項の規定による申請は、<u>那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者証交付申請書(現況届)兼受給者台帳</u>(以下「<u>交付申請書兼受給者台帳</u>」という。)に次に掲げる書類を添え、これを提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、<u>条例第6条第1項</u>の規定による申</p>	<p>(規則で定める程度の障がいの状態)</p> <p><u>第1条の2 条例第2条第1号イの規則で定める程度の障がいの状態は、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)</u>別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(母子家庭の児童)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 父が<u>施行令別表第2</u>に定める程度の障害の状態にある児童</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>前号に該当するかどうか</u>が明らかでない児童</p> <p>(養育者家庭の児童)</p> <p>第4条 条例第2条第4号に規定する規則で定めるものは、前2条に該当する児童とする。</p> <p>(受給資格の認定等の申請)</p> <p>第12条 条例第6条の規定による申請は、<u>那覇市母子及び父子家庭等医療費受給資格認定申請書(現況届)兼受給者台帳</u>(以下「<u>認定申請書兼受給者台帳</u>」という。)に次に掲げる書類を添え、これを提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、<u>条例第6条</u>の規定による申請が</p>

<p>請があった場合において、受給資格の認定をしたときは<u>交付申請書兼受給者台帳</u>に記載し、受給資格がないと決定したときは<u>那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書</u>により通知する。</p> <p>4 前項の規定により受給資格の認定を受けた者のうち、条例第5条第1項各号に規定する要件に該当しない者に対しては<u>那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者証</u>を交付し、同項各号に規定する要件に該当する者に対しては<u>那覇市母子及び父子家庭等医療費支給停止通知書</u>により通知する。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 条例第9条第2項の規定による届出は、<u>交付申請書兼受給者台帳</u>に次に掲げる書類を添え、9月1日から同月末日までに、これを提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>あった場合において、受給資格の認定をしたときは<u>認定申請書兼受給者台帳</u>に記載し、受給資格がないと決定したときは<u>那覇市母子及び父子家庭等医療費受給資格認定申請却下通知書</u>により通知する。</p> <p>4 前項の規定により受給資格の認定を受けた者のうち、条例第5条第1項各号に規定する要件に該当しない者に対しては<u>那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者証</u>(以下「<u>受給者証</u>」という。)を交付し、同項各号に規定する要件に該当する者に対しては<u>那覇市母子及び父子家庭等医療費支給停止通知書</u>により通知する。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 条例第9条第2項の規定による届出は、<u>認定申請書兼受給者台帳</u>に次に掲げる書類を添え、9月1日から同月末日までに、これを提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

那霸市規則第11号  
令和8年3月27日  
公 布 済

那霸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

## 那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成14年那覇市規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(福祉事務従事手当の<u>対象業務</u>) 第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(危険物等取扱作業手当の<u>対象作業及び額</u>) 第7条 [略]</p>	<p>(福祉事務従事手当の<u>対象業務等</u>) 第2条 [略]</p> <p><u>2 条例第4条第1号の規則で定める額は、次に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号に該当する業務のうち職員</u> <u>の心身に特に著しい負担を与える業</u> <u>務であるとして市長が認めるもの 1,</u> <u>400円</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる業務以外の業務 400</u> <u>円</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(危険物等取扱作業手当の<u>対象物質</u>) 第7条 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

## 付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、令和7年11月1日から適用する。

那覇市規則第12号  
令和8年3月27日  
公 布 済

那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年那覇市規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条 [略]</p>	<p>(職員を派遣することができる規則で定める団体) 第2条 派遣条例第2条第1項第5号に規定する規則で定める団体は、<u>公益社団法人沖縄県地域振興協会とする。</u> 第2条の2 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那霸市規則第13号  
令和8年3月27日  
公 布 済

那霸市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

## 那覇市契約規則の一部を改正する規則

那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(一般競争入札の公告等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項の建設工事に係る請負契約にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条第1項の規定に適合する見積期間を、入札期日の前日から公告するまでの間に設けて行わなければならない。</p> <p>(随意契約によることができる場合の限度額)</p> <p>第20条 政令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 <u>130万円</u></p> <p>(2) 財産の買入れ <u>80万円</u></p> <p>(3) 物件の借入れ <u>40万円</u></p> <p>(4) 財産の売払い <u>30万円</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>50万円</u></p> <p>(契約保証金の免除)</p> <p>第30条 市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 工事請負契約において、契約金額が130万円以下のとき。</u></p> <p><u>(7) 随意契約を締結する場合において、契約金額が70万円以下であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</u></p>	<p>(一般競争入札の公告等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項の建設工事に係る請負契約にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第5条の9第1項の規定に適合する見積期間を、入札期日の前日から公告するまでの間に設けて行わなければならない。</p> <p>(随意契約によることができる場合の限度額)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 <u>200万円</u></p> <p>(2) 財産の買入れ <u>150万円</u></p> <p>(3) 物件の借入れ <u>80万円</u></p> <p>(4) 財産の売払い <u>50万円</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u></p> <p>(契約保証金の免除)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 次に掲げる場合であつて、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</u></p> <p><u>ア 政令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約を締結する場合</u></p> <p><u>イ アに該当する場合を除くほか、委</u></p>

<p>(8) [略] (9) <u>委託契約を締結するとき。</u> (10)～(12) [略]</p>	<p><u>託契約(工事請負契約を除く。)を締結する場合</u> (7) [略]  (8)～(10) [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第30条の規定は、施行日以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

- 3 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(総務部における課の分掌事務)</p> <p>第5条 [略] 2～5 [略] 6 法制契約課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略] (9) 建設工事(予定価格が<u>130万円</u>を超えるものに限る。)及び建設工事に伴う業務委託(予定価格が<u>50万円</u>を超えるものに限る。)に係る業者選定、入札及び契約に関すること。 (10)～(11) [略] 7 [略]</p>	<p>(総務部における課の分掌事務)</p> <p>第5条 [略] 2～5 [略] 6 [略]  (1)～(8) [略] (9) 建設工事(予定価格が<u>200万円</u>を超えるものに限る。)及び建設工事に伴う業務委託(予定価格が<u>100万円</u>を超えるものに限る。)に係る業者選定、入札及び契約に関すること。 (10)～(11) [略] 7 [略]</p>
<p>備考 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

- 4 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)の一部を

次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育委員会事務局職員 及び教育委員会の管理 に属する機関の職員	1～2 [略] 3 教育委員会に係る予算の執行に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 1件130万円を超える <u>工事請負</u> に係る入札、契約及び検査に関すること。 (2) 1件50万円を超える <u>工事</u> に関する調査、測量、設計等の業務委託に係る入札及び契約に関すること。 (3)～(4) [略] 4～11 [略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育委員会事務局職員 及び教育委員会の管理 に属する機関の職員	1～2 [略] 3 [略] (1) 1件200万円を超える <u>建設工事</u> に係る入札、契約及び検査に関すること。 (2) 1件100万円を超える <u>建設工事</u> に伴う調査、測量、設計等の業務委託に係る入札及び契約に関すること。 (3)～(4) [略] 4～11 [略]
[略]	

那霸市規則第14号  
令和8年3月31日  
公 布 済

那霸市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

## 那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則

那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(環境部における課の分掌事務)</p> <p>第9条 環境政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) IS014001の総括及び推進に関すること。</u></p> <p><u>(5)～(15) [略]</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>那覇空港周辺地域における住宅騒音防止対策事業</u>に関すること。</p> <p>(7) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(福祉部における課の分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>精神障がい者地域生活支援センター及び障がい者福祉センター</u>に関すること。</p> <p>(8) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(健康部における保健所及び課の分掌事務)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 生活衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 病院、診療所及び助産所の開設許可</p>	<p>(環境部における課の分掌事務)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4)～(14) [略]</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>那覇空港周辺地域における航空機騒音</u>に関すること。</p> <p>(7) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(福祉部における課の分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>精神障がい者地域活動支援センター</u>及び障がい者福祉センターに関すること。</p> <p>(8) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(健康部における保健所及び課の分掌事務)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 病院、診療所及び助産所の開設許可</p>

<p>等に関すること。</p> <p>(8)～(18) [略]</p> <p>(都市みらい部における課の分掌事務)</p> <p>第13条 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>基地の跡地利用の基本計画に関すること。</u></p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(まちなみ共創部における課の分掌事務)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 建築工事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市営住宅その他市建築物の建設に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市建築物及び施設の営繕に関すること。</u></p> <p>4～5 [略]</p> <p>別表(第1条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>所</th> <th>課</th> <th>室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企画 財務 部</td> <td rowspan="2"></td> <td>企画調 整課</td> <td>DX推進室</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	所	課	室	[略]				企画 財務 部		企画調 整課	DX推進室	[略]		[略]				<p>等並びにオンライン診療受診施設の設置の届出等に関すること。</p> <p>(8)～(18) [略]</p> <p>(都市みらい部における課の分掌事務)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(まちなみ共創部における課の分掌事務)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1) <u>市建築物の建設等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>那覇空港周辺地域における住宅騒音防止対策事業に関すること。</u></p> <p>4～5 [略]</p> <p>別表(第1条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>所</th> <th>課</th> <th>室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企画 財務 部</td> <td rowspan="2"></td> <td>企画調 整課</td> <td>DX推進室</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>なはみらい推進室</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	所	課	室	[略]				企画 財務 部		企画調 整課	DX推進室	[略]	なはみらい推進室	[略]			
部	所	課	室																																		
[略]																																					
企画 財務 部		企画調 整課	DX推進室																																		
		[略]																																			
[略]																																					
部	所	課	室																																		
[略]																																					
企画 財務 部		企画調 整課	DX推進室																																		
		[略]	なはみらい推進室																																		
[略]																																					

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る

るけい線を加える。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

那霸市規則第15号  
令和8年3月31日  
公 布 済

那霸市軍用地跡地利用審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

## 那覇市軍用地跡地利用審議会規則の一部を改正する規則

那覇市軍用地跡地利用審議会規則(昭和52年那覇市規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>9人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、<u>次の各号に掲げるうちから</u>市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(小委員会)</p> <p>第8条 審議会に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ小委員会を置くことができる。</p> <p>2 <u>小委員会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。</u></p> <p>3 <u>小委員会に小委員長及び副小委員長を置き、小委員会の委員の互選でこれを定める。</u></p> <p>4 <u>小委員長は、小委員会の会務を掌理する。</u></p> <p>5 <u>副小委員長は、小委員長に事故があるとき、又は小委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>6 <u>前各項に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員長が会長の同意を得て定める。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>10人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、<u>次に掲げる者のうちから</u>市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 本市を除く関係行政機関の職員</u></p> <p><u>(4) その他市長が必要と認める者</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>まちなみ共創部技術総務課において処理する。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第16号  
令和8年3月31日  
公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第17条 条例第15条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>2 [略]</p>	<p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 年額130万円以上(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上)の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

那覇市規則第17号  
令和8年3月31日  
公 布 済

那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術の利用に関する規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術の利用に関する規則(平成元年那覇市規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 施術 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。次条第1項及び第5条第1項において「法」という。)第1条に規定する免許を有する者(以下「<u>施術担当者</u>」という。)による、末しょう神経疾患又は運動器疾患に係るはり、きゅう、あん摩、マッサージ又は指圧の施術をいう。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(助成の実施)</p> <p>第3条 市は、助成対象者(被保険者であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。以下同じ。)が指定施術所(法第9条の2第1項の規定による届出がある本市内の施術所のうち市長が指定するものをいう。以下同じ。)において施術を受けたときは、当該施術に要する費用のうち、<u>施術1回につき800円を負担するものとする。</u></p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>特定健診の対象となる者(高齢者の</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 施術 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。次条第1項及び第5条第1項において「法」という。)第1条に規定する免許を有する者(<u>第5条第1項第2号及び第4項並びに第7条第1項第1号において「施術者」という。</u>)による、末しょう神経疾患又は運動器疾患に係るはり、きゅう、あん摩、マッサージ又は指圧の施術をいう。</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>(助成の実施)</p> <p>第3条 市は、助成対象者(被保険者であつて、次の各号のいずれにも該当するもの(<u>特定健診の対象とならない者、高齢者の医療の確保に関する法律第20条ただし書に規定する場合に該当する者及びやむを得ない理由により特定健診を受けることができないと市長が認める者</u>)にあつては、<u>第1号及び第2号に該当するもの</u>)をいう。以下同じ。)が指定施術所(法第9条の2第1項の規定による届出がある本市内の施術所のうち市長が指定するものをいう。以下同じ。)において施術を受けたときは、当該施術に要する費用のうち、<u>施術1回につき1,000円を負担するものとする。</u></p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>当該年度又はその前年度に特定健</u></p>

<p><u>医療の確保に関する法律第20条ただし書に規定する場合に該当する者及びやむを得ない理由により特定健診を受けることができないと市長が認める者を除く。)である場合にあっては、当該年度において特定健診を受けていること又は受ける見込みがあること。</u></p>	<p><u>診を受けていること。</u></p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3 第1項の規定による費用の負担は、助成対象者1人ごとに、1日につき1回を限度とし、かつ、1の年度につき<u>7回</u>を限度とする。</p>	<p>3 第1項の規定による費用の負担は、助成対象者1人ごとに、1日につき1回を限度とし、かつ、1の年度につき<u>5回(別に定める場合にあっては、別に定める回数)</u>を限度とする。</p>
<p>(施術利用券の交付)</p>	<p>(施術利用券の交付)</p>
<p>第4条 [略]</p>	<p>第4条 [略]</p>
<p>2 施術利用券の有効期限は、前項の規定により施術利用券の交付を受けた年度の<u>3月31日</u>とする。</p>	<p>2 施術利用券の有効期限は、前項の規定により施術利用券の交付を受けた年度の<u>2月末日</u>とする。</p>
<p>3~4 [略]</p>	<p>3~4 [略]</p>
<p>(施術所の指定)</p>	<p>(施術所の指定)</p>
<p>第5条 第3条第1項の規定による指定(以下単に「指定」という。)を受けようとする施術所の開設者は、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術所指定申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>	<p>第5条 [略]</p>
<p>(1) [略]</p>	<p>(1) [略]</p>
<p>(2) 指定を受けようとする施術所の業務に従事する<u>施術担当者</u>全員の免許証(法第3条の3第2項の免許証をいう。)の写し</p>	<p>(2) 指定を受けようとする施術所の業務に従事する<u>施術者</u>全員の免許証(法第3条の3第2項の免許証をいう。)の写し</p>
<p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしないものとする。</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(1) [略]</p>	<p>(1) [略]</p>
<p>(2) 施術所の開設者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号の暴力団員(以下「暴力団員」</p>	<p>(2) 施術所の開設者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号の暴力団員(以下「暴力団員」</p>

という。)であるとき、施術所の業務に従事する施術担当者が暴力団員であるとき、又は施術所が暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にあるとき。

(3) [略]

3 [略]

4 指定施術所の開設者は、指定書の記載事項に変更を生じたときは、変更のあった日から14日以内に、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術所指定書書換交付申請書に、変更のあった事項を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

5～6 [略]

(指定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

(1) 指定施術所の業務に従事する施術担当者がいなくなったとき。

(2) 指定施術所の開設者が暴力団若しくは暴力団員であるとき、指定施術所の業務に従事する施術担当者が暴力団員であるとき、又は指定施術所が暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にあるとき。

(3) [略]

(4) 第12条の規定により説明又は報告を求められ、正当な理由なくこれに 응せず、又は虚偽の説明若しくは報告をしたとき。

(5)～(7) [略]

2～3 [略]

(負担金の請求手続)

第9条 指定施術所の開設者は、前条の規定による支払を受けようとするときは、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術負担金請求書に、

という。)であるとき、施術所の役員若しくは業務に従事する者が暴力団員であるとき、又は施術所が暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にあるとき。

(3) [略]

3 [略]

4 指定施術所の開設者は、指定書の記載事項に変更を生じたとき、又は施術者の変更があったときは、変更のあった日から14日以内に、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術所指定書書換交付申請書に、変更のあった事項を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

5～6 [略]

(指定の取消し)

第7条 [略]

(1) 指定施術所の業務に従事する施術者がいなくなったとき。

(2) 指定施術所の開設者が暴力団若しくは暴力団員であるとき、指定施術所の役員若しくは業務に従事する者が暴力団員であるとき、又は指定施術所が暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にあるとき。

(3) [略]

(4) 第11条の規定により説明又は報告を求められ、正当な理由なくこれに 応せず、又は虚偽の説明若しくは報告をしたとき。

(5)～(7) [略]

2～3 [略]

(負担金の請求手続)

第9条 指定施術所の開設者は、前条の規定による支払を受けようとするときは、那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術負担金請求書に、

<p>那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術明細書及び施術利用券を添えて<u>施術をした月の翌月の10日(3月にした施術に要する費用に係るものにあつては、同月の末日)</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略] (負担金の返還)</p> <p><u>第10条 偽りその他不正の手段により第8条の規定による支払をさせた者に対し、当該負担金の全部又は一部の返還を求めらるものとする。</u></p> <p><u>第11条～第14条</u> [略] [別表 別記]</p>	<p>那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術明細書及び施術利用券を添えて<u>別に定める日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第10条～第13条</u> [略] [別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第13条関係)

文書の名称	関係規定
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券	第3条第2項第2号、第4条、第9条第1項及び <u>第12条</u>
[略]	
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧に関する被保険者施術録	<u>第11条</u>

[改正後 別記]

別表(第12条関係)

文書の名称	関係規定
那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券	第3条第2項第2号、第4条、第9条第1項及び <u>第11条</u>
[略]	

那覇市国民健康保険はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧に関する被保険者施術録	<u>第10条</u>
---	-------------

那霸市規則第18号  
令和8年3月31日  
公 布 済

那霸市聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

## 那覇市聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則

那覇市聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則(平成6年那覇市規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(聴聞の通知)</p> <p>第2条 市長は、法第15条第1項又は条例第14条第1項の規定に基づき、聴聞の期日の14日前までに<u>那覇市聴聞通知書(第1号様式)</u>により聴聞の通知を行うものとする。</p> <p>(期日の変更)</p> <p>第3条 前条の規定により通知を受けた者(法第15条第3項後段又は条例第14条第3項後段の規定により前条の通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、やむを得ない理由がある場合は、市長に対し、同条の規定により通知を受けた聴聞の期日の変更を<u>那覇市聴聞期日・弁明期日変更申出書(第2号様式)</u>を提出して申し出ることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(その時まで法第17条第1項若しくは条例第16条第1項の求めを受諾し、又はこれらの項の許可を受けている者をいう。以下同じ。)に対し、<u>那覇市聴聞期日・弁明期日変更通知書(第3号様式)</u>により通知するものとする。</p> <p>(参加許可の手續)</p> <p>第4条 法第19条又は条例第18条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、法第17条第1項又は条例第16条第1項の規定に基づき、当事者以外の者であって当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(以下「利害関係人」という。)に対し聴聞の手續への参加を求めようとするときは、<u>那覇市聴</u></p>	<p>(聴聞の通知)</p> <p>第2条 市長は、法第15条第1項又は条例第14条第1項の規定に基づき、聴聞の期日の14日前までに<u>聴聞通知書</u>により聴聞の通知を行うものとする。</p> <p>(期日の変更)</p> <p>第3条 前条の規定により通知を受けた者(法第15条第4項後段又は条例第14条第3項後段の規定により前条の通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、やむを得ない理由がある場合は、市長に対し、同条の規定により通知を受けた聴聞の期日の変更を<u>聴聞期日・弁明期日変更申出書</u>を提出して申し出ることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(その時まで法第17条第1項若しくは条例第16条第1項の求めを受諾し、又はこれらの項の許可を受けている者をいう。以下同じ。)に対し、<u>聴聞期日・弁明期日変更通知書</u>により通知するものとする。</p> <p>(参加許可の手續)</p> <p>第4条 法第19条又は条例第18条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、法第17条第1項又は条例第16条第1項の規定に基づき、当事者以外の者であって当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(以下「利害関係人」という。)に対し聴聞の手續への参加を求めようとするときは、<u>聴聞手續</u></p>

<p><u>聞</u>手続参加依頼書(第4号様式)により当該利害関係人に対し通知しなければならない。</p>	<p><u>参加依頼書</u>により当該利害関係人に対し通知しなければならない。</p>
<p>2 利害関係人は、法第17条第1項又は条例第16条第1項の規定に基づき聴聞の手続へ参加しようとするときは、聴聞の期日の7日前までに、<u>那覇市聴聞手続参加許可申請書(第5号様式)</u>を提出して主宰者の許可を受けなければならない。</p>	<p>2 利害関係人は、法第17条第1項又は条例第16条第1項の規定に基づき聴聞の手続へ参加しようとするときは、聴聞の期日の7日前までに、<u>聴聞手続参加許可申請書</u>を提出して主宰者の許可を受けなければならない。</p>
<p>3 主宰者は、前項の規定による申請があったときは、速やかに許可又は不許可の決定をし、その旨を<u>那覇市聴聞手続参加許可・不許可書(第6号様式)</u>により当該申請者に通知するものとする。 (文書等の閲覧の手続)</p>	<p>3 主宰者は、前項の規定による申請があったときは、速やかに許可又は不許可の決定をし、その旨を<u>聴聞手続参加許可・不許可書</u>により当該申請者に通知するものとする。 (文書等の閲覧の手続)</p>
<p>第5条 当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人(以下この条において「当事者等」という。)は、法第18条第1項又は条例第17条第1項の規定に基づき資料の閲覧をしようとするときは、<u>那覇市聴聞資料閲覧許可申請書(第7号様式)</u>を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭によることができる。</p>	<p>第5条 当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人(以下この条において「当事者等」という。)は、法第18条第1項又は条例第17条第1項の規定に基づき資料の閲覧をしようとするときは、<u>聴聞資料閲覧許可申請書</u>を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭によることができる。</p>
<p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに許可又は不許可の決定をし、その場で閲覧させるときを除き、その旨を<u>那覇市聴聞資料閲覧許可・不許可書(第8号様式)</u>により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮しなければならない。</p>	<p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに許可又は不許可の決定をし、その場で閲覧させるときを除き、その旨を<u>聴聞資料閲覧許可・不許可書</u>により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮しなければならない。</p>
<p>3 市長は、当事者等から聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧請求があった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき(法第18条第1項後段又は条例第17条第1</p>	<p>3 市長は、当事者等から聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧請求があった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき(法第18条第1項後段又は条例第17条第1</p>

項後段の規定による拒否の場合を除く。)は、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に対し那覇市聴聞資料閲覧日時等通知書(第9号様式)により通知するものとする。

4 [略]

(補佐人の同伴許可の手続)

第7条 当事者又は参加人は、法第20条第3項又は条例第19条第3項の規定に基づき聴聞の期日に補佐人とともに出頭しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに、那覇市聴聞期日補佐人同伴許可申請書(第10号様式)を提出して主宰者の許可を受けなければならない。ただし、法第22条第2項ただし書若しくは条例第21条第2項ただし書の規定により告知され、又は第13条の規定により通知された聴聞の期日に同伴しようとする補佐人であって、既に受けた同伴の許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、前項の規定による申請があったときは、速やかに許可又は不許可の決定をし、その旨を那覇市聴聞期日補佐人同伴許可・不許可書(第11号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(審理の公開又は非公開)

第10条 市長は、法第20条第6項の規定に基づき聴聞の期日における審理を公開することと決定したときは、聴聞の期日及び場所を那覇市公告式条例(1961年那覇市条例第1号)の定めるところにより告示するとともに、速やかにその旨を当事者及び参加人に対し、那覇市聴聞審理公開決定通知書(第12号様式)により通知するものとする。

2 市長は、条例第14条第1項の規定に基づき聴聞の通知を行うときは、聴聞の期日及び場所を那覇市公告式条例の定めるところにより告示するものとする。

項後段の規定による拒否の場合を除く。)は、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に対し聴聞資料閲覧日時等通知書により通知するものとする。

4 [略]

(補佐人の同伴許可の手続)

第7条 当事者又は参加人は、法第20条第3項又は条例第19条第3項の規定に基づき聴聞の期日に補佐人とともに出頭しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに、聴聞期日補佐人同伴許可申請書を提出して主宰者の許可を受けなければならない。ただし、法第22条第2項ただし書若しくは条例第21条第2項ただし書の規定により告知され、又は第13条の規定により通知された聴聞の期日に同伴しようとする補佐人であって、既に受けた同伴の許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、前項の規定による申請があったときは、速やかに許可又は不許可の決定をし、その旨を聴聞期日補佐人同伴許可・不許可書により当該申請者に通知するものとする。

(審理の公開又は非公開)

第10条 市長は、法第20条第6項の規定に基づき聴聞の期日における審理を公開することと決定したときは、聴聞の期日及び場所を告示するとともに、速やかにその旨を当事者及び参加人に対し、聴聞審理公開決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、条例第14条第1項の規定に基づき聴聞の通知を行うときは、聴聞の期日及び場所を告示するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、条例第19条第6項ただし書の規定に基づき聴聞の期日における審理を非公開とすることと決定したときは、市長は、前項の告示をせず、速やかに審理を非公開とする旨を当事者及び参加人に対し、那覇市聴聞審理非公開決定通知書(第12号様式の2)により通知するものとする。

(証拠書類等の提出等)

第11条 当事者又は参加人は、法第20条第2項若しくは第21条第1項又は条例第19条第2項若しくは第20条第1項の規定に基づき証拠書類等(法第15条第2項第1号又は条例第14条第2項第1号に規定する証拠書類等をいう。以下同じ。)を提出するときは、証拠書類等提出書(第13号様式)を主宰者に提出してこれを行わなければならない。

2 主宰者は、前項の規定による証拠書類等の提出があったときは、証拠書類等提出物一覧表(第14号様式)を作成しなければならない。

3 主宰者は、提出された証拠書類等を保管する必要がなくなったときは、これを提出した者に、証拠書類等返還受領書(第15号様式)と引換えに速やかに返還するものとする。この場合において、その旨を証拠書類等提出物一覧表に記録するものとする。

(陳述書の提出)

第12条 当事者又は参加人は、法第21条第1項又は条例第20条第1項の規定に基づき陳述書を提出しようとするときは、陳述書(第16号様式)を主宰者に提出してこれを行わなければならない。

(続行及び再開の通知)

第13条 主宰者は、法第22条第1項若しくは条例第21条第1項の規定に基づき聴聞の続行を決定し、又は法第25条若しくは条例第24条の規定に基づく聴聞の再開の命

3 前項の規定にかかわらず、条例第19条第6項ただし書の規定に基づき聴聞の期日における審理を非公開とすることと決定したときは、市長は、前項の告示をせず、速やかに審理を非公開とする旨を当事者及び参加人に対し、聴聞審理非公開決定通知書により通知するものとする。

(証拠書類等の提出等)

第11条 当事者又は参加人は、法第20条第2項若しくは第21条第1項又は条例第19条第2項若しくは第20条第1項の規定に基づき証拠書類等(法第15条第2項第1号又は条例第14条第2項第1号に規定する証拠書類等をいう。以下同じ。)を提出するときは、証拠書類等提出書を主宰者に提出してこれを行わなければならない。

2 主宰者は、前項の規定による証拠書類等の提出があったときは、証拠書類等提出物一覧表を作成しなければならない。

3 主宰者は、提出された証拠書類等を保管する必要がなくなったときは、これを提出した者に、証拠書類等返還受領書と引換えに速やかに返還するものとする。この場合において、その旨を証拠書類等提出物一覧表に記録するものとする。

(陳述書の提出)

第12条 法第21条第1項又は条例第20条第1項の規定に基づく陳述書の提出は、これを主宰者に提出して行わなければならない。

(続行及び再開の通知)

第13条 主宰者は、法第22条第1項若しくは条例第21条第1項の規定に基づき聴聞の続行を決定し、又は法第25条若しくは条例第24条の規定に基づく聴聞の再開の命

を受けた場合において、新たな聴聞の期日を定めるときは、当該新たな聴聞の期日は、第5条第4項の規定により通知を受けた閲覧の日時以後の日としなければならない。この場合において、法第22条第2項本文又は条例第21条本文の規定(法第25条後段又は条例第24条後段の規定により準用される場合を含む。)に基づき通知を行うときは、那覇市聴聞続行・再開決定通知書(第17号様式)によるものとする。

(聴聞調書及び報告書)

第14条 法第24条第1項又は条例第23条第1項に規定する聴聞の審理の経過を記載した調書は、聴聞調書(第18号様式)とし、主宰者がこれに記名押印するものとする。

2 [略]

3 法第24条第3項又は条例第23条第3項に規定する不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書は、聴聞結果報告書(第19号様式。以下「報告書」という。)とし、主宰者はこれを市長に提出しなければならない。

(聴聞調書等の閲覧手続)

第15条 当事者又は参加人は、法第24条第4項又は条例第23条第4項の規定に基づき聴聞調書又は報告書の閲覧をしようとするときは、那覇市聴聞調書等閲覧許可申請書(第20号様式)を、聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては市長に提出して主宰者又は市長の許可を受けなければならない。

2 主宰者又は市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに許可又は不許可の決定をし、その場で閲覧させるときを除き、その旨を那覇市聴聞調書等閲覧許可・不許可書(第21号様式)により当該申請者に通知するものとする。

を受けた場合において、新たな聴聞の期日を定めるときは、当該新たな聴聞の期日は、第5条第4項の規定により通知を受けた閲覧の日時以後の日としなければならない。この場合において、法第22条第2項本文(法第25条後段において準用する場合を含む。)又は条例第21条第2項本文(条例第24条後段において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知を行うときは、聴聞続行・再開決定通知書によるものとする。

(聴聞調書及び聴聞結果報告書)

第14条 法第24条第1項又は条例第23条第1項に規定する聴聞の審理の経過を記載した調書は、聴聞調書とする。

2 [略]

3 法第24条第3項又は条例第23条第3項に規定する不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書は、聴聞結果報告書とし、主宰者はこれを市長に提出しなければならない。

(聴聞調書等の閲覧手続)

第15条 当事者又は参加人は、法第24条第4項又は条例第23条第4項の規定に基づき聴聞調書又は聴聞結果報告書の閲覧をしようとするときは、聴聞調書等閲覧許可申請書を、聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては市長に提出して主宰者又は市長の許可を受けなければならない。

2 主宰者又は市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに許可又は不許可の決定をし、その場で閲覧させるときを除き、その旨を聴聞調書等閲覧許可・不許可書により当該申請者に通知するものとする。

<p>(<u>弁明の機会の付与の通知</u>)</p> <p>第16条 市長は、法第30条又は条例第27条の規定に基づき、法第30条第3号又は条例第27条第3号に規定する弁明書の提出期限又は出頭すべき日時の10日前までに、<u>那覇市弁明の機会付与通知書(第22号様式)</u>により弁明の機会の付与の通知を行うものとする。</p> <p>(<u>弁明書の提出</u>)</p> <p>第17条 法第29条第1項又は条例第26条第1項の規定に基づき弁明を記載した書面を提出しようとする者は、<u>弁明書(第23号様式)</u>を市長に提出してこれを行わなければならない。</p> <p>(<u>口頭による弁明</u>)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項の規定により弁明を記録する者(以下「<u>弁明記録者</u>」という。)は、弁明をする者が口頭による弁明をしたときは、<u>弁明調書(第24号様式)</u>を<u>作成し、これに記名押印しなければならない。</u></p> <p>3～4 [略]</p> <p>第1号様式 [略]</p> <p>第2号様式 [略]</p> <p>第3号様式 [略]</p> <p>第4号様式 [略]</p> <p>第5号様式 [略]</p> <p>第6号様式 [略]</p> <p>第7号様式 [略]</p> <p>第8号様式 [略]</p> <p>第9号様式 [略]</p> <p>第10号様式 [略]</p> <p>第11号様式 [略]</p> <p>第12号様式 [略]</p>	<p>(<u>弁明の機会の付与の通知</u>)</p> <p>第16条 市長は、法第30条又は条例第27条の規定に基づき、法第30条第3号又は条例第27条第3号に規定する弁明書の提出期限又は出頭すべき日時の10日前までに、<u>弁明の機会付与通知書</u>により弁明の機会の付与の通知を行うものとする。</p> <p>(<u>弁明書の提出</u>)</p> <p>第17条 法第29条第1項又は条例第26条第1項の<u>基づき</u>弁明を記載した書面を提出しようとする者は、<u>弁明書を市長に提出してこれを行わなければならない。</u></p> <p>(<u>口頭による弁明</u>)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 前項の規定により弁明を記録する者(以下「<u>弁明記録者</u>」という。)は、弁明をする者が口頭による弁明をしたときは、<u>弁明調書を作成しなければならない。</u></p> <p>3～4 [略]</p> <p>(<u>様式</u>)</p> <p>第20条 <u>別表に掲げる文書の様式は、別に定める。</u></p> <p>[<u>別表 別記</u>]</p>
--	--

第12号様式の2 [略]	
第13号様式 [略]	
第14号様式 [略]	
第15号様式 [略]	
第16号様式 [略]	
第17号様式 [略]	
第18号様式 [略]	
第19号様式 [略]	
第20号様式 [略]	
第21号様式 [略]	
第22号様式 [略]	
第23号様式 [略]	
第24号様式 [略]	
備考	
<p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。</p> <p>5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。</p>	

## 付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定(「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める部分に限る。)は、令和8年5月21日から施行する。

## [改正後 別記]

## 別表(第20条関係)

文書の名称	関係規定
聴聞通知書	第2条
聴聞期日・弁明期日変更申出書	第3条第1項
聴聞期日・弁明期日変更通知書	第3条第3項
聴聞手続参加依頼書	第4条第1項
聴聞手続参加許可申請書	第4条第2項
聴聞手続参加許可・不許可書	第4条第3項
聴聞資料閲覧許可申請書	第5条第1項
聴聞資料閲覧許可・不許可書	第5条第2項

聴聞資料閲覧日時等通知書	第5条第3項
聴聞期日補佐人同伴許可申請書	第7条第1項
聴聞期日補佐人同伴許可・不許可書	第7条第2項
聴聞審理公開決定通知書	第10条第1項
聴聞審理非公開決定通知書	第10条第3項
証拠書類等提出書	第11条第1項
証拠書類等提出物一覧表	第11条第2項及び第3項
証拠書類等返還受領書	第11条第3項
陳述書	第12条
聴聞続行・再開決定通知書	第13条
聴聞調書	第14条第1項及び第2項並びに第15条第1項
聴聞結果報告書	第14条第3項及び第15条第1項
聴聞調書等閲覧許可申請書	第15条第1項
聴聞調書等閲覧許可・不許可書	第15条第2項
弁明の機会付与通知書	第16条
弁明書	第17条
弁明調書	第18条第2項から第4項まで

那覇市規則第19号  
令和8年3月31日  
公 布 済

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(平成13年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
所属	区分	報酬の額(円)	所属	区分	報酬の額(円)
[略]			[略]		
学校教育課	学校医(1,000人未満の小中学校)	月額 <u>11,000</u>	学校教育課	学校医(1,000人未満の小中学校)	月額 <u>12,500</u>
	学校医(1,000人以上の小中学校)	月額 <u>13,000</u>		学校医(1,000人以上の小中学校)	月額 <u>14,500</u>
	学校歯科医(1,000人未満の小中学校)	月額 <u>11,000</u>		学校歯科医(1,000人未満の小中学校)	月額 <u>12,500</u>
	学校歯科医(1,000人以上の小中学校)	月額 <u>13,000</u>		学校歯科医(1,000人以上の小中学校)	月額 <u>14,500</u>
	学校薬剤師(小中学校)	月額 <u>11,000</u>		学校薬剤師(小中学校)	月額 <u>12,500</u>
	[略]				[略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。					

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

那覇市規則第20号  
令和8年3月31日  
公 布 済

那覇市上下水道事業管理者に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市上下水道事業管理者に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市上下水道事業管理者に対する事務委任規則(平成17年那覇市規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定に基づき、市長は、その権限に属する次に掲げる事務を那覇市上下水道事業管理者に委任する。 (1)～(2) [略]	[略]  (1)～(2) [略] (3) <u>地方自治法第231条の2の3第1項の指定納付受託者に関する事(那覇市上下水道局の収入に係るものに限る。)</u> 。
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

那霸市規則第21号  
令和8年3月31日  
公 布 済

那霸市墓地等の経営許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市墓地等の経営許可等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市墓地等の経営許可等に関する規則(平成24年那覇市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請書の様式等)</p> <p>第3条 法第10条第1項の規定による許可の申請は、墓地・納骨堂・火葬場の経営許可申請書(第1号様式)により行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第10条第2項の規定による変更許可の申請は、墓地・納骨堂・火葬場の変更許可申請書(第2号様式)により行うものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 法第10条第2項の規定による廃止許可の申請は、墓地・納骨堂・火葬場の廃止許可申請書(第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(許可証等の交付)</p> <p>第4条 市長は、法第10条第1項の規定により墓地等の経営の許可をしたとき又は同条第2項の規定により墓地等の変更又は廃止の許可をしたときは墓地・納骨堂・火葬場(経営・変更・廃止)許可証(第4号様式)を、許可をしないときは墓地・納骨堂・火葬場(経営・変更・廃止)不許可通知書(第5号様式)を申請者に交付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(申請書等)</p> <p>第3条 法第10条第1項の規定による許可の申請は、墓地・納骨堂・火葬場の経営許可申請書により行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第10条第2項の規定による変更許可の申請は、墓地・納骨堂・火葬場の変更許可申請書により行うものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 法第10条第2項の規定による廃止許可の申請は、墓地・納骨堂・火葬場の廃止許可申請書に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(許可証等の交付)</p> <p>第4条 市長は、法第10条第1項の規定により墓地等の経営の許可をしたとき又は同条第2項の規定により墓地等の変更又は廃止の許可をしたときは墓地・納骨堂・火葬場(経営・変更・廃止)許可証を、許可をしないときは墓地・納骨堂・火葬場(経営・変更・廃止)不許可通知書を申請者に交付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(工事完成届)</p> <p>第5条 墓地等の経営者は、墓地等の設置又は変更の工事が完成したときは、工事完成届出書(第6号様式)を市長に提出し、その検査を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(工事完成届出書等)</p> <p>第5条 墓地等の経営者は、墓地等の設置又は変更の工事が完成したときは、工事完成届出書を市長に提出し、その検査を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

<p>(帳簿)</p> <p>第8条 省令第7条第1項及び第3項に規定する帳簿は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 墓地 墓地台帳(第7号様式)</p> <p>(2) 納骨堂 納骨堂台帳(第8号様式)</p> <p>(3) 火葬場 火葬場台帳(第9号様式)</p> <p>(個人が設置する墓地の経営)</p> <p>第9条 第2条ただし書に該当し、墓地の経営の許可を受けた者が、自己又は親族のために限り設置する墓地の経営については、第5条第2項第2号及び第6条第1号(ア及びウを除く。)の規定は適用しない。</p> <p>第10条 [略]</p> <p>第1号様式(第3条関係) [略]</p> <p>第2号様式(第3条関係) [略]</p> <p>第3号様式(第3条関係) [略]</p> <p>第4号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第5号様式(第4条関係) [略]</p> <p>第6号様式(第5条関係) [略]</p> <p>第7号様式(第8条関係) [略]</p> <p>第8号様式(第8条関係) [略]</p> <p>第9号様式(第8条関係) [略]</p>	<p>(帳簿)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(1) 墓地 墓地台帳</p> <p>(2) 納骨堂 納骨堂台帳</p> <p>(3) 火葬場 火葬場台帳</p> <p>(個人が設置する墓地の特例)</p> <p>第9条 第2条第1項ただし書に該当し、墓地の経営の許可を受けた者が、自己又は自己の親族のために限り設置する墓地の経営については、第5条第2項第2号及び第6条第1号(ア及びウを除く。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 第2条第1項ただし書に該当し、自己又は自己の親族のために、墓地を設置し、又は墓地の区域を拡大しようとする場合における第7条の規定の適用については、同条第1号オ中「地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域」とあるのは、「別に定める区域」とする。</p> <p>(様式)</p> <p>第10条 この規則の施行に関し必要な文書の様式は、別に定める。</p> <p>第11条 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</li><li>4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。</li></ol> |
|--|

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第22号  
令和8年3月31日  
公 布 済

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市保健所長に対する事務委任規則(平成25年那覇市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(医療法に関する事務)</p> <p>第10条 医療法(昭和23年法律第205号。以下この条において「法」という。)及び医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下この条において「政令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>法第8条の規定による診療所及び助産所の開設の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>法第8条の2第2項の規定による病院、診療所及び助産所の休止及び再開の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(9) <u>法第9条第1項の規定による病院、診療所及び助産所の廃止の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(10) <u>法第9条第2項の規定による病院、診療所及び助産所の開設者の死亡及び失踪の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(11)～(20) [略]</p> <p>(21) <u>法第29条第1項の規定による診療所及び助産所の開設の許可の取消し又は閉鎖の命令</u>に関すること。</p> <p>(22)～(27) [略]</p>	<p>(医療法に関する事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>法第8条第1項の規定による診療所又は助産所の開設の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>法第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(9) <u>法第8条の2第2項の規定による病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の休止又は再開の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(10) <u>法第9条第1項の規定による病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の廃止の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(11) <u>法第9条第2項の規定による病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者の死亡又は失踪の届出の受理</u>に関すること。</p> <p>(12)～(21) [略]</p> <p>(22) <u>法第29条第1項の規定による診療所若しくは助産所の開設の許可の取消し又は診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設の閉鎖の命令</u>に関すること。</p> <p>(23)～(28) [略]</p>

(28)～(29) [略]	(29) <u>政令第4条第4項の規定によるオンライン診療受診施設の届出事項の変更の届出の受理に関すること。</u> (30)～(31) [略]
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li><li>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</li><li>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</li></ol>	

## 付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

那覇市規則第23号  
令和8年3月31日  
公 布 済

那覇市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

那覇市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則(平成28年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 ( <u>施行期日</u> ) 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 ( <u>この規則の失効</u> ) 2 この規則は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。	付 則  この規則は、平成28年4月1日から施行する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則  
この規則は、公布の日から施行する。

那霸市規則第24号  
令和8年3月31日  
公 布 済

那霸市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

## 那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則(令和元年那覇市規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(同一の職種及び区分で引き続いた在職期間を有する者等の号給)</p> <p>第6条 前会計年度の末日まで任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム職員として採用された者(当該前会計年度における職と別表第2の職種又は区分の欄の区分を異にする職に採用された者を除き、市長が特に認める者を含む。)の号給については、第4条の規定にかかわらず、毎年4月1日(市長が特に認める者については、市長が定める日)において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とすることができる。</p> <p>(1) <u>当該採用の前会計年度まで5会計年度以上連続してこの条の規定の適用を受けた者(当該期間中に前条第1項の規定の適用を受けた者を除く。)</u> 当該採用の前会計年度において定められた号給(当該号給が2以上あるときは、直近に定められた号給。次号及び第3号において同じ。)</p> <p>(2) <u>前号に掲げる者以外の者であって、当該採用の前会計年度における経験年数の月数が12月であるもの(当該経験年数の期間を通じて次に掲げる任用職員の区分及び別表第2の区分の欄の区分を同じくして在職していた者に限る。)</u> 当該採用の前会計年度において</p>	<p>(同一の職種及び区分で引き続いた在職期間を有する者等の号給)</p> <p>第6条 前会計年度の末日まで任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム職員として採用された者(当該前会計年度における職と別表第2の職種又は区分の欄の区分を異にする職に採用された者を除き、市長が特に認める者を含む。)の号給については、第4条の規定にかかわらず、毎年4月1日(市長が特に認める者については、市長が定める日)において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給(その号給が上限号給(別表第2の区分の欄に掲げる区分に応じ同表の号給の欄に定める数に15を加えて得た数を号数とする号給をいう。以下この条及び付則第7項において同じ。))を超える場合にあつては、当該上限号給)とすることができる。</p> <p>(1) 当該採用の前会計年度における経験年数の月数が12月であるもの(当該経験年数の期間を通じて次に掲げる任用職員の区分及び別表第2の区分の欄の区分を同じくして在職していた者に限る。) 当該採用の前会計年度において定められた号給の号数に、当該前会</p>

定められた号給の号数に、当該前会計年度における次に掲げる任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める数を加えて得た数を号数とする号給

ア～ウ [略]

- (3) 前2号に掲げる者以外の者 当該採用の前会計年度において定められた号給の号数に4を超えない範囲内で市長が定める数を加えて得た数を号数とする号給

(通勤費用の額)

第16条 [略]

2 前項に規定する職員以外のパートタイム職員に係る通勤費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を通勤日数に応じて支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者(交通機関の利用又は自動車等(常勤職員給与条例第19条第1項第2号の「自動車等」をいう。以下この項において同じ。)の使用をしなければ通勤することが著しく困難である者を除く。)その他市長が定める職に当該パートタイム職員を採用する場合については、この限りでない。

(1) [略]

- (2) 自動車等を使用することを常例とする者(次号に掲げる者を除く。) 別表第4の距離区分欄に掲げる距離に応じ、同表の額欄に掲げる額

(3) [略]

3 [略]

付 則

計年度における次に掲げる任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める数を加えて得た数を号数とする号給

ア～ウ [略]

- (2) 前号に掲げる者以外の者 当該採用の前会計年度において定められた号給の号数に4を超えない範囲内で市長が定める数を加えて得た数を号数とする号給

(通勤費用の額)

第16条 [略]

2 [略]

(1) [略]

- (2) 自動車等を使用することを常例とする者(次号に掲げる者を除く。) 市長が定める額

(3) [略]

3 [略]

付 則

(上限号給を超える号給を定められた者の号給の特例)

7 当分の間、当該採用の前会計年度において、上限号給を超える号給を定められた者に係る第6条の規定の適用については、同条中「当該上限号給」とあるのは、「当

<p>7 [略] [別表第2 別記] 別表第4(第16条関係) [略]</p>	<p><u>該採用の前会計年度において定められた号給」とする。</u> 8 [略] [別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</li> <li>改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</li> <li>改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li> <li>改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。</li> </ol>	

付 則

(施行期日等)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第16条第2項第2号の改正規定及び別表第4を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第16条第2項第2号の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(通勤費用の内払)
- 改正後の第16条第2項の規定を適用する場合においては、改正前の第16条第2項(第2号に係る部分に限る。)及び別表第4の規定に基づいて支給された通勤費用(那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)第15条第1項の通勤に要する費用をいう。以下同じ。)は、改正後の第16条第2項の規定による通勤費用の内払とみなす。

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係) 職種別基準表

ア [略]

イ 医療職給料表(1) 職種別基準表

職種	区分	基準号給	
		職務の級	号給
医師又は歯科医師		[略]	
[略]			

ウ～エ [略]

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係) 職種別基準表

ア [略]

イ 医療職給料表(1) 職種別基準表

職種	区分	基準号給
----	----	------

		職務の級	号給
医師又は歯科医師	医師又は歯科医師	[略]	
[略]			

ウ～エ [略]

那霸市規則第25号  
令和 8 年 3 月 31 日  
公 布 済

那霸市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和2年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年休以外の休暇)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 任用職員に係る無給の休暇は、次の各号に掲げる場合における、当該各号に定める期間の休暇とする。</p> <p>(1) 要介護者の介護をする任用職員(次のいずれにも該当するものに限る。)であって、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)第22条第1項から第5項までの規定の例により、任命権者が、その任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)の指定に係る申出の時点において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において1日又は1時間を単位(1時間を単位とする当該休暇には、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u>(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。)として必要と認められる期間</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>(2) 要介護者の介護をする任用職員(次のいずれにも該当するものに限る。)が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要</p>	<p>(年休以外の休暇)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 要介護者の介護をする任用職員(次のいずれにも該当するものに限る。)であって、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)第22条第1項から第5項までの規定の例により、任命権者が、その任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)の指定に係る申出の時点において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において1日又は1時間を単位(1時間を単位とする当該休暇には、1日を通じ4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。)として必要と認められる期間</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>(2) 要介護者の介護をする任用職員(次のいずれにも該当するものに限る。)が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要</p>

<p>介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において30分を単位として、<u>1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間</u>(当該任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において30分を単位として、<u>1日につき2時間</u>(当該任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**那覇市規則第26号**

令和8年3月31日

公 布 済

那覇市税条例施行規則及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市税条例施行規則及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(那覇市税条例施行規則の一部改正)

第1条 那覇市税条例施行規則(昭和48年那覇市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(商品であり使用しない軽自動車等)</p> <p>第11条 条例第81条の9に規定する軽自動車等は、商品であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等をいう。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第90条第1項に該当する軽自動車等について同項の規定の適用を受けた者については、当該減免の措置を受けた内容に変更がないと市長が認める間は、同条第2項の規定による申請をした年度の翌年度以降においても当該軽自動車等に関し、同項の規定による申請があったものとみなして、種別割を減免する。</p> <p>[別表第3 別記]</p>	<p>(商品であり使用しない軽自動車等)</p> <p>第11条 条例第81条の3に規定する軽自動車等は、商品であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等をいう。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第90条第1項に該当する軽自動車等について同項の規定の適用を受けた者については、当該減免の措置を受けた内容に変更がないと市長が認める間は、同条第2項又は第4項の規定による申請をした年度の翌年度以降においても当該軽自動車等に関し、同項の規定による申請があったものとみなして、軽自動車税を減免する。</p> <p>[別表第3 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

[改正前 別記]

別表第3(第15条関係)

名称	様式	根拠条文
徴税吏員証	[略]	法第298条第2項、第353条第3項、第450条第2項、第470条第5項、第525条第3項、第588条第3項、第701条の5第2項及び第701条の35第3項並びにその例によるとされる国税徴収法(昭和34年法律第147号)第147条
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第15条関係)

名称	様式	根拠条文
徴税吏員証	[略]	法第298条第2項、第353条第3項、 <u>第446条第2項</u> 、第470条第5項、第525条第3項、第588条第3項、第701条の5第2項及び第701条の35第3項並びにその例によるとされる国税徴収法(昭和34年法律第147号)第147条
[略]		

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例</u>(昭和47年那覇市条例第79号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(種別割に係る証紙等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事項に関する証紙及びこれに押印する検印は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。</p> <table border="1"> <tr> <td>条例第4条第1項の証紙</td> <td><u>種別割証紙原符</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	条例第4条第1項の証紙	<u>種別割証紙原符</u>	[略]		<p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例</u>(昭和47年那覇市条例第79号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(軽自動車税に係る証紙等)</p> <p>第2条 [略]</p> <table border="1"> <tr> <td>条例第4条第1項の証紙</td> <td><u>軽自動車税証紙原符</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	条例第4条第1項の証紙	<u>軽自動車税証紙原符</u>	[略]	
条例第4条第1項の証紙	<u>種別割証紙原符</u>								
[略]									
条例第4条第1項の証紙	<u>軽自動車税証紙原符</u>								
[略]									

備考

- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

那覇市規則第27号  
令和8年3月31日  
公 布 済

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険税条例施行規則(昭和47年那覇市規則第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険税の減免)</p> <p>第4条 条例第22条第1項の規定による保険税の減免は、次に定めるところにより必要と認める者に対して行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第22条第1項第2号ア及びイのいずれにも該当する被保険者(以下「旧被扶養者」という。)である場合 次のアからウまでに掲げる額の合計額を減免する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 条例第21条第1項第1号又は第2号に該当する世帯に属さない旧被扶養者に係る被保険者均等割額(条例第21条第1項各号の規定により被保険者均等割額が減額されているときは、<u>減額前の額</u>)に、次の表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額</p> <p>[表 略]</p> <p>ウ 旧被扶養者のみで構成される世帯(条例第4条第3号の特定世帯又は条例第21条第1項第1号若しくは第2号に該当する世帯を除く。)に係る世帯別平等割額(条例第21条第1項各号の規定により世帯別平等割額が減額されているときは、<u>減額前の額</u>)に、次の表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額</p>	<p>(保険税の減免)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 条例第21条第1項第1号又は第2号に該当する世帯に属さない旧被扶養者に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の合計額(条例第21条第1項第3号の規定により被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額が減額されているときは、<u>その減額前の額</u>)に、次の表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額</p> <p>[表 略]</p> <p>ウ 旧被扶養者のみで構成される世帯(条例第4条第3号の特定世帯又は条例第21条第1項第1号若しくは第2号に該当する世帯を除く。)に係る世帯別平等割額(条例第21条第1項第3号の規定により世帯別平等割額が減額されているときは、<u>減額前の額</u>)に、次の表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額</p>

<p>[表 略]</p> <p>(3) その他特別の事情により保険税の納付が困難である場合 次に掲げる場合の区分に応じて減免する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第59条に規定する療養の給付等の制限又は健康保険法(大正11年法律第70号)第118条第1項に規定する保険給付の制限(以下これらを「給付制限」という。)を受けた場合 次に掲げる給付制限を受けた者の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める保険税額(当該給付制限を受けた期間に係る部分に限る。)を免除する。</p> <p>(ア) 世帯主(条例第1条第2項の世帯主を含む。)のとき 所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額</p> <p>(イ) 世帯員のとき 当該世帯員に係る所得割額及び被保険者均等割額</p> <p>ウ～カ [略]</p>	<p>[表 略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(ア) 世帯主(条例第1条第2項の世帯主を含む。)のとき 所得割額、被保険者均等割額、<u>18歳以上被保険者均等割額</u>及び世帯別平等割額</p> <p>(イ) 世帯員のとき 当該世帯員に係る所得割額、被保険者均等割額及び<u>18歳以上被保険者均等割額</u></p> <p>ウ～カ [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例施行規則の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**訓 令**

那霸市訓令第 1 号  
令和 8 年 3 月 31 日  
公 表 済

那霸市請負工事検査規程及び那霸市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市長 知念 覚

那覇市請負工事検査規程及び那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

(那覇市請負工事検査規程の一部改正)

第1条 那覇市請負工事検査規程(1971年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(検査員) 第2条 [略] 2 [略] 3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところにより、別に検査員を任命する。 (1) 請負額が1件130万円以下の工事を所掌する課(以下「主管課」という。)の職員 (2)～(3) [略]	(検査員) 第2条 [略] 2 [略] 3 [略] (1) 請負額が1件200万円以下の工事を所掌する課(以下「主管課」という。)の職員 (2)～(3) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市事務決裁規程の一部改正)

第2条 那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者
[略]		
工事に関する事項	[略] 予定価格が1件130万円以下の工事請負契約の締結に関すること。	[略]
[略]		

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者
[略]		
工事に関する事項	[略]	

する事項	予定価格が1件200万円以下の工事請負契約の締結に関すること。[略]
[略]	

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

那霸市訓令第2号  
令和8年3月31日  
公 表 済

那霸市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市長 知念 覚

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
環境政策課	[略]	
	地球温暖化対策に関する <u>こと。</u>	[略]
	IS014001の総括及び推進に関する <u>こと。</u>	部長
	ごみの減量化及び資源化の推進に関する <u>こと。</u>	[略]
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
環境政策課	[略]	
	地球温暖化対策に関する <u>こと。</u>	[略]
	ごみの減量化及び資源化の推進に関する <u>こと。</u>	[略]
	[略]	
[略]		

那霸市訓令第3号  
令和8年3月31日  
公 表 済

那霸市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市長 知念 覚

## 那覇市文書取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市文書取扱規程(平成20年那覇市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>LGWAN電子文書交換システム 国の各府省と総合行政ネットワーク参加団体との間で、電子的な公文書に電子署名を付与し、交換を行うためのシステムをいう。</u></p> <p>(8) <u>LGWAN文書 LGWAN電子文書交換システムにより電子署名が付与され交換される文書をいう。</u></p> <p>(到達文書の取扱い)</p> <p>第12条 本市に到達した文書(課に直接到達した文書を除く。)は、総務課において受領し、総務課長が次に掲げるところにより処理する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(時間外に到達した文書)</u></p> <p>第16条 <u>勤務時間外に到達した文書は、那覇市守衛服務規程(1965年那覇市訓令第14号)の定めるところにより処理する。</u></p> <p><u>(LGWAN文書の受信)</u></p> <p>第17条 <u>総務課の文書主任は、LGWAN文書を受信したときは、次に掲げる方法により</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(到達文書の取扱い)</p> <p>第12条 本市に到達した文書(課に直接到達した文書を除く。)は、総務課(本市の休日(那覇市の休日を定める条例(平成33年那覇市条例第33号)第1条第1項に規定する本市の休日をいう。以下この条において同じ。)に到達したもの並びに本市の休日以外の午前0時から午前8時30分及び午後5時15分から午前0時までの間に到達したものにあっては、<u>管財課</u>)において受領し、総務課長が次に掲げるところにより処理する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第16条及び第17条 削除</u></p>

処理する。

(1) 受信したLGWAN文書の電子署名を検証すること。

(2) 受信したLGWAN文書の形式を確認し、当該文書の発信者に対して、形式上の誤りがない場合は受領通知を、形式上の誤りがある場合は否認通知をそれぞれ送信すること。

2 総務課の文書主任は、前項の規定により受領した文書を遅滞なく所管する課に配付するものとする。

(起案及び供覧)

第18条 [略]

2 配付を受けた文書のうち、特別の処理を必要とせず、単に上司の閲覧に供することをもって足りるものは、速やかに上司の閲覧に供しなければならない。

(1) 紙の文書の添付を要する場合は、文書管理システムから供覧用紙を出力し、回議するものとする。

(2) 紙の文書の添付を要しない場合は、文書管理システムにより回議するものとする。

(廃案の場合等の処置)

第26条 決裁済の起案文書を廃案にし、又は内容を変更した場合は、理由を付して回議の順序に従って決裁を受けなければならない。この場合において、当該決裁済文書が合議の手続を経ているときも、同様とする。

(LGWAN文書の発信)

第33条 LGWAN文書を発信するときは、総務課の文書主任が発信するものとする。

(文書の整理)

第34条 [略]

2 文書の保管又は保存に当たっては、常に紛失、火災、盗難等に対する予防の措置をとるとともに、重要な文書については、

(起案及び供覧)

第18条 [略]

2 配付を受けた文書のうち、特別の処理を必要とせず、単に上司の閲覧に供することをもって足りるものは、速やかに、文書管理システムにより上司の閲覧に供しなければならない。

(廃案の場合等の処置)

第26条 決裁済の起案文書を廃案にし、又は内容を変更する場合は、理由を付して回議の順序に従って決裁を受けなければならない。この場合において、当該決裁済文書が合議の手続を経ているときも、同様とする。

第33条 削除

(文書の整理)

第34条 [略]

2 文書の保管又は保存に当たっては、常に文書の紛失、滅失等を予防する措置を講じなければならない。

非常災害に際し、いつでも持ち出せるように、あらかじめ準備しておかなければならない。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

那覇市訓令第4号  
令和8年3月31日  
公 表 済

那覇市人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 知念 覚

那覇市人事評価実施規程の一部を改正する訓令

那覇市人事評価実施規程(令和7年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(評価者等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 評価者及び調整者は、人事評価を受ける職員(以下「被評価者」という。)の職位に応じ、別に定める。</p> <p>(人事評価の方法)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 能力評価は、評価期間(毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)において<u>現実に被評価者が職務遂行の中でとった行動を、評価項目(能力評価を行うため別に定める項目をいう。第7条第1項において同じ。)</u>ごとに、別に定める行動例に照らして、当該被評価者が発揮した能力の程度を評価することにより行うものとする。</p> <p>3 業績評価は、<u>評価期間において被評価者が果たすべき役割について、業務に関する目標を定めることその他の方法により当該被評価者に対してあらかじめ示した上で、当該役割を果たした程度を評価することにより行うものとする。</u></p> <p>(面談等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>評価者及び調整者は、適宜被評価者に指導及び助言を行うものとする。</u></p> <p>(果たすべき役割の確定)</p> <p>第5条 評価者は、別に定めるところにより、業務に関する目標を定めることその他の方法により<u>被評価者が評価期間において果たすべき役割の確定を行い、あらかじめ当該被評価者に示すものとする。</u></p>	<p>(評価者等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 評価者及び調整者は、人事評価を受ける職員(以下「被評価者」という。)<u>を指揮監督する者のうちから、被評価者の職位</u>に応じ、別に定める。</p> <p>(人事評価の方法)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 能力評価は、評価期間において被評価者が職務遂行の中で発揮した能力の程度を、<u>別に定める評価項目ごとに評価することにより行うものとする。</u></p> <p>3 業績評価は、<u>役割(評価期間において被評価者が果たすべき役割をいう。以下同じ。)</u>について、当該被評価者に対してあらかじめ示した上で、<u>役割を果たした程度</u>を評価することにより行うものとする。</p> <p>(面談)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(役割の確定及び変更)</p> <p>第5条 評価者は、別に定めるところにより、業務に関する目標を定めることその他の方法により<u>役割を確定するものとする。</u></p> <p>2 評価者は、<u>役割を変更する必要があるが生じた</u></p>

<p>(被評価者による自己申告)</p> <p><u>第6条 評価者は、次条第1項の規定による評語の付与を行うに際し、被評価者に対し、あらかじめ、評価期間において当該被評価者の発揮した能力及び挙げた業績に関する自らの認識その他参考となるべき事項について、申告を行わせるものとする。</u></p> <p>(評価等)</p> <p>第7条 評価者は、能力評価にあつては評価項目ごとに、業績評価にあつては被評価者が果たすべき役割(第5条の規定により被評価者にあらかじめ示されたものに限る。)ごとに、それぞれ評価の結果を表示する評語(次項において「個別評語」という。)を付すほか、当該能力評価及び当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する評語(次項において「全体評語」という。)を付すものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(人事評価に関する記録)</p> <p><u>第8条 被評価者の人事評価に関する記録は、評価期間の末日の翌日から起算して10年間保存するものとする。</u></p>	<p><u>ときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(被評価者による申告)</p> <p><u>第6条 被評価者は、評価者が次条第1項の規定による評語の付与を行う前に、自身の発揮した能力及び挙げた業績に関する認識その他参考となるべき事項について、申告を行うものとする。</u></p> <p>(評語の付与等)</p> <p>第7条 評価者は、能力評価にあつては評価項目ごとに、業績評価にあつては役割ごとに、それぞれ評価の結果を表示する評語(以下この項及び次項において「個別評語」という。)を付すほか、当該能力評価及び当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する評語(以下この項及び次項において「全体評語」という。)を付すものとする。この場合において、評価者は、<u>個別評語及び全体評語を付した理由その他参考となるべき事項を記録するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 被評価者は、前項の規定による調整が行われた後、評価の結果を閲覧することができる。</u></p> <p>(人事評価に関する記録)</p> <p><u>第8条 人事評価に関する記録は、電子情報処理組織であつて人事課長が指定するものを用いて行うものとする。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 5 号  
令和 8 年 3 月 31 日  
公 表 済

那覇市守衛服務規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市長 知念 覚

那覇市守衛服務規程を廃止する訓令

那覇市守衛服務規程(1965年那覇市訓令第14号)は、廃止する。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。